

令和3年4月21日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
主任	信國	美保子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山	口英二
教	育	原	信也
総	務	秋	山勲
人	事	牛	島新五
財	政	田	中和己
企	画	馬	場浩義
企	業	橋	本秀樹
税	務	丸	山隆
市	民	野	田勝広
福	祉	栗	山哲也
子	育	平	島英敏
健	康	坂	田智子
介	護	平	武文
学	校	郷	田純一
社	会	溝	上啓之

議事日程第1号

令和3年4月21日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - 報告第2号 専決処分について(事故による損害賠償)
 - 報告第3号 専決処分について(事故による損害賠償)
 - 議案第32号 専決処分について(八女市税条例等の一部を改正する条例)
 - 議案第33号 令和3年度八女市一般会計補正予算(第2号)

午前10時 開会

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。開会に先立ちまして、昨日、任期半ばにして急逝されました井上賢治議員に対しまして19番議席に献花をいたし、黙禱をささげたいと思います。

皆様御起立をお願いいたします。黙禱。

[黙 禱]

○議長(角田恵一君)

お直りください。御着席ください。どうもありがとうございました。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書をタブレットに配信してお

ります。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和3年第2回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（川口誠二君）

おはようございます。令和3年第2回八女市議会臨時会の運営につきまして、去る4月19日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、本日4月21日の1日間といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において4番川口堅志議員、18番栗山徹雄議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告2件、議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第2号から議案第33号まで計4件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、4月20日に御逝去されました井上賢治議員に対しまして謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

井上賢治議員におかれましては、平成14年4月に合併前の上陽町議会議員として初当選され、以来6期、約19年間にわたり上陽町議会議員及び八女市議会議員として地方自治の振興と住民の福祉向上のため、精力的な議員活動に邁進してこられました。その間、市議会議長、監査委員など多くの要職を歴任され、市政発展に多大なる御貢献をいただきました。井上議員の御功績に対しまして深く敬意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本日は、令和3年第2回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今臨時会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親世帯を支援するため、国が実施する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業のほか、市独自の緊急支援策等に係る経費を含む補正予算等を提案いたしたく招集させていただきました。

さて、国の緊急事態宣言は先月21日に解除されたところでございますが、変異株が各地で増加し、新型コロナウイルスの感染拡大は深刻さを増してきております。

現在、都市部を中心にまん延防止等重点措置が適用されるとともに、一部の自治体では国に対して緊急事態宣言を要請するなど、今まさに第4波の到来が危惧されている状況でございます。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の陽性者が断続的に確認されております。感染された方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。

また、命を守り、地域医療を守るため、今も最前線で御尽力いただいている医療関係者をはじめ、介護、福祉施設等で従事する方々に心から敬意と感謝の意を表します。

厳しい状況は続いておりますが、市民の皆様におかれましては、新しい生活様式に基づいたマスクの着用、3密や大きい声を出す場面を避ける、手洗いや手指の消毒などの基本的な感染防止対策について、より一層の御協力をお願いいたします。

私たち一人一人の行動が命を守るだけでなく、地域医療を守り、地域経済を守ることにつながります。

昨年度は、国、県の支援策と併せ財政調整基金の活用等を含め、可能な限りの財源確保に努め、6回にわたり緊急支援策を実施してまいりました。

今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。

今臨時会に上程の令和3年度八女市一般会計補正予算（第2号）では、第7弾の支援策に

係る経費を計上しております。

まず、市の独自施策についてでございます。新型コロナウイルス感染症の早期発見による感染拡大防止と地域経済の活性化を目的とした介護、障がい者施設、その他事業所の職員等へのPCR検査事業を実施するとともに、これまで実施してきた新型コロナウイルス感染症検査助成事業につきまして、さらに充実を図ります。

また、妊産婦応援金給付事業とひとり親家庭応援金給付事業につきましては、昨年度に続き本年度も実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活に困窮している方に対する支援としてフードバンク支援事業と日用品等支援事業に新たに取り組むとともに、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を図るため、ワクチン接種会場までの交通手段に対する支援としてワクチン接種交通体制確保事業に取り組んでまいります。

これら市独自の施策につきましては、187,790千円の事業規模となり、これまでに取り組んでいる施策と合わせますと1,909,420千円の事業規模となります。

次に、国・県補助事業につきましては、児童1人当たり50千円を交付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方の雇用を創出する緊急短期雇用創出事業並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の追加分となります。

事業規模は120,350千円となり、これまでに取り組んでいる施策と合わせますと7,444,850千円の事業規模となります。

市といたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済を守るための取組を関係機関と連携を図りながら、全庁一丸となってしっかりと進めてまいりますので、市議会の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

今臨時会に提案いたします案件は、ただいま申し上げました新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算案など、報告2件及び議案2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号、八女市吉田で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和3年1月21日午後2時頃、移動図書館運転手が吉田の巡回施設における業務を終えて図書館立花分館に帰館する途中、左側跳ね上げ扉のロックが不十分だったため、開いた扉が道路標識と接触し、損傷させたものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として112,418円を支払うことで示談を締結し、賠償金の支払いを行いました。

報告第3号、八女市矢部支所駐車場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和3年2月1日午前8時50分頃、確定申告会場におけるマイナンバーカード申請補助業務のため、八女市矢部支所駐車場に公用車を駐車しようとした際、後方確認不足のため、当該公用車の左後部が駐車中の相手方車両の右前部に接触し、相手方車両が損傷したものでございます。

相手方と交渉の結果、損害賠償金として152,007円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

次に、議案第32号、八女市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の土地について負担調整措置により税額が増加する場合の据置き措置の制度化等でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第33号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として308,140千円を追加するものであり、総額は39,319,902千円となります。

歳出の主な内容につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯給付事業及び新型コロナウイルス感染症検査事業、生活困窮者日用品等支援事業等でございます。

次に、歳入につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費・事務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ふるさと支援寄附基金繰入金等でございます。

なお、この補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対策事業は早急に取り組む必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第4. 議案審議を行います。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

まず、お聞きいたします。

この移動図書館車、これは1台ですか、複数ありますか、お願いします。

○社会教育課長（溝上啓之君）

お答えします。

移動図書館車は八女市に3台保有しております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

当然、この事故によってロックが不十分であれば接触事故が起きるということは確認されたと思います。

運転手は何人おられますか。

○社会教育課長（溝上啓之君）

3台ですので、3人ということになります。

○10番（牛島孝之君）

この専決処分の交通事故が非常に議会ごとに出てまいります。聞きますとその後、交通安全教室というか、教育をちゃんとしますというふうなことはずっと答弁はいただいております。事務方担当である松崎副市長にお聞きします。どのような教育を年に何回ほど実際なされておるのか、なされていないのか、答弁はきちっと言っていただかないと、以前もやりますということは言われたんです。どういうことをやられたのか、お願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

交通安全等にかかります研修につきましては、年1回行わせていただいております。

今回の事故につきましても、この後、特にまた研修に参加させ意識を高めさせていただいたところがございます。

○10番（牛島孝之君）

職員が何人おられて公用車がどのくらい頻度として使われるのか、全ての公用車、やっぱりこれはちょっとしたミスですよ、それが年に1回でいいのか、もう少し回数を多くして交通安全について個人個人が意識すると、自分でも自家用車を運転されるから当然注意はされるだろうと思いますけど、公用車であっても自分の車と一緒に注意できるように注意喚起については年1回でいいと思われませんか、いかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

交通事故につきましては、複数回にこのような形で皆様方に御報告させていただかないかん状態になっているということは大変申し訳なく思っておりますし、私どももさらに引き締めて交通安全対策に取り組まなきゃいけないと思っております。

研修につきましては、年1回なりやらせていただいておりますけれども、毎朝の朝礼で業務を行う前に毎日、交通安全の意識を高めていくことは職員にさせておりますけれども、いかんせん、こういった形で事故が起こっておりますことは大変申し訳なく思っております。

それでも、地道にそのたびそのたびごと毎朝きちんとそういったことの認識を高めていくことの積み上げが必要だと思っておりますので、引き続き交通安全に対します職員の意識向上にはしっかり努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

その研修というのはどなたか講師を呼ばれるのか、職員間での研修なのか、どう研修を行われていますか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

外部からの講師を呼んで講習をしております。外部といたしますのはJ A Fでございます。J A Fの職員の方に来ていただいて講習をしていただいているということでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

J A Fというのは当然民間ですよ。八女警察署交通課長とか、そういう方を呼ばれたようなことはありませんか、いかがですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

基本的にはJ A Fの講師としておりますが、昨年だったと思っておりますが、昨年につきましては、八女警察署から交通課の職員の方に来ていただいてシミュレーションなどを使った研修

を行っているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

年1回と言われましたけど、できるだけ複数回されて、本当に今後、議会においてこういうような専決処分がないようにしっかり研修をお願いいたします。

終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

これも先ほどと一緒にすけれども、事故車両、当然相手方は金額を払ってありますけど、こちらはゼロとなっておりますが、果たしてゼロなのかですね、普通、車と車が接触すれば何らかの擦った跡とか、そういうとがあります。当然個人の車であればそこを修復するとかしますけれども、ゼロというのがちょっと分かりませんが、それはどういうことでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

今回、事故を起こした車両につきましては、塗装がうっすら剥がれた程度の事故でございましたので、特段運転業務に支障はないということで修理はいたしておりませんので、ゼロということになります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

運転するには問題ないけれども、擦ったらそこをやっぱり普通個人であれば補修しますよね。それはそれでいいです。じゃ、この公用車、バックするときにこれは1人乗車なのか2人乗車だったのかをお聞きします。

○市民課長（野田勝広君）

当日は助手席にもう一人職員が乗っておりました。

○10番（牛島孝之君）

1人ならルームミラー、あるいはミラーで後方確認しますけれども、せつかく2人乗って

あるなら1人の方が降りて、普通は単純ミスでしょうけれども、普通2人おれば、今後、1人の方が外に出てバックするときにはちゃんと見るというふうなことはどうですか、それについてはいかがですか。

○市民課長（野田勝広君）

先ほど副市長が申されました朝礼のときに安全に関するスローガンを読み上げておりますけれども、その中でも同乗者は後退時などは確認をするという事項が載っております。毎朝これを読んでおりますけれども、そういった事故が起こっておりますので、なおさら今回、こういったことを徹底して行って、今後同じようなことがないように、必ずバックするときには同乗者は後方の確認をするということで、今後も徹底していきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

朝礼でしっかりそういうことは言ったけれども、今回はしていなかったということですね。ということは、朝礼で言ったことがしっかり耳に入っていないと、だから、毎議会ごととは言いませんけれども、交通事故の案件が出てきます。せっかく2人おるなら朝礼でそういうことを徹底して言ってあるなら、1人の方がいればもう一人外に出てちゃんとすれば、こういう事故は起きなかったと。これについては副市長どう思われますか、ちゃんと朝礼で言っておったけれども、2人乗車で1人の方が外に出て後方確認をすると、それなのにこういう事故が現実にあっています。それについてはどう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

まさに議員おっしゃるとおりだと思っております。

本人たちの意識の欠落なり注意の不十分さ、ここら辺が問題であったと思います。

口酸っぱくなるほど毎回、毎朝やっておっても、こういうことがあるというのは非常に私たちが悲しい部分がございますけれども、これはやっぱり積み重ねて意識改革をしっかりやる必要があると思いますので、引き続き朝礼の中でしっかり意識を持って自覚していくように伝えていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

こういう専決処分が今後議会に出ないように要望いたしまして、質問を終わります。

○12番（服部良一君）

この資料の出し方になるかと思いますが、2号も3号もですが、この事故発生略図、事故状況、この図面ではですね、今、同僚議員も言われていましたが、ゼロ円と相手方が152千円、この152千円が高いのか安いのか全く分からんわけですね。こっちがゼロということは簡単に軽く当たったんだろうと想像します。となると、この150千円は高いのか安いのか想像つきません。ここにやはり相手方の損傷部分だけでいいからナンバープレートとか写しちゃでけんならそれでいいですが、どれぐらい損傷したのかという図、もしくは写真がない

と150千円を簡単に認めるということになってしまいますから、2号についても3号についても、もしくは今後、今までもそうですよね、幾ら払う、妥当なのか全く私たちは検討つかない。こっちはゼロ円ということは軽く当たったんだろうと想像します。ですが、相手に150千円払わにゃいかんと。これはそういう専門家が見てそうなっているからだろうとは思いますが、やっぱりここで報告でありながらも私たちもこれを認めるということになれば責任もありますから、この図式についてはもう一つ検討の余地があるんじゃないかと。写真ぐらいはつけていないと150千円がどれぐらいなのか分かりません。これについては副市長いかがですかね。

○副市長（松崎賢明君）

御指摘の点につきましては、皆様方に適切に説明できるように検討させていただきたいと思えます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第32号 専決処分について（八女市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

二、三お尋ねします。

この資料に基づいて質問しますけれども、附則第12条及び附則第13条に負担調整措置が載せられてありますけれども、読めば分かるような内容ですけれども、ちょっと改めてどういう状況でこのような負担調整がされるようになったのか、お伺いをいたします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この負担調整措置の関係でございます。これは固定資産税の土地についてでございますが、3年に1度評価替えというのがございます。令和3年度についてがちょうどその評価替えの基準年度でございますけれども、その評価替えの中で、土地の価格が上昇したという場合については税額も上昇いたします。その際に1回で税額を上げるのではなくて負担調整措置で少しずつ税額を上げていくということになるんですけれども、今回の改正で、前年度の価格よりも増加をする場合については前年度の価格に据え置きなさいということの改正が行われておりますので、実質税額自体、固定資産税の土地の税額については上昇しないということ

でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりますけれども、結局、値上げの場合はそのままに据え置く、もし下がっていただろうになりますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

評価替えの中で土地の価格が下がったという場合については、当然税額は減少するということでございます。上がった場合のみ据え置くということでございます。

○17番（森 茂生君）

その場合、上がった場合、据え置くことになるとう当然予想していたより収入が減ってくると思えますけれども、そのような場合、八女市の場合、大体どうなるのか、そもそも評価が据置きによって値上げになっているのか、現状が分かりませんので、せいけん、そのことによって減収が幾らになるのか、そして、それに対する国のほうから言ってくるんではないかと、国から恐らく減収補填債か何かが出てくるのか、そこら辺のところをちょっと説明いただけないでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

評価替えの八女市の状況でございますけれども、八女市においてはまだまだ土地の価格については上昇はしておりませんが、一部国道442号沿いについては若干増加しているポイントもございます。ただ、全体的に見ますと八女市においてはそこまで影響はないのかなと考えております。

それから、この減収部分の補填については、これは当然減収になれば交付税の算定の中で調整されるということになります。別段で特別交付金というふうなことはございませんけれども、その交付税の算定の中には計算、算定をされるということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

特に評価替えの年ですので、令和3年度の評価替え、これは恐らく昨年度1月1日を基準に税額が決まっているんだらうと思えます。ということは、昨年1月1日はほとんどコロナの影響はなかったし、オリンピックで恐らく値上がりするだらうという前提で今年度の評価替えは予定されていたと私は想像します。しかし、今はほとんど今度コロナの影響で落ち込んでいるからあんまり変わらんというのではないんじゃないかなと私は思っています。

しかし、ほとんどないと言えそうですけれども、ちょっと確認しますけれども、今年度

の評価替えは昨年1月1日を基準に出てくると私は理解していたんですけども、どうでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今、森議員おっしゃるとおりで、昨年1月1日現在で不動産鑑定士による不動産鑑定を行いまして、宅地についてはおおよそ7割を固定資産の評価額に設定をするという形になっております。

それから、評価替えについては3年に1回ということですが、毎年、土地の下落修正という形で年に1回不動産鑑定士さんによる鑑定評価を行っておりますので、その中でまた土地の価格が下がったということであれば下落修正でもって、下がった額を台帳に登録するという形になってまいります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

はい、分かりました。もう一点この件について、これはあくまで課税標準の据置きということになるかと思えます。そこで、評価替えが今年当然行われます。3年に1回、今年でするので、それで例えば、不動産の売買や相続税、あるいは贈与税に関しては影響がないのか、どうですか、そこら辺のところ。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

贈与税、相続税については国の管轄ではございますけれども、評価額から算出をするということをごさいますして、今、令和3年の固定資産の評価額、これに対して相続税や贈与税の算定基礎にはなりますけれども、また、来年度においてはもし下落をしておるようであれば下落修正をしたところでの固定資産台帳に登録をいたしますので、その都度都度の評価額でもって算定をされるものと考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

一番最後の附則第26条、住宅ローンの控除が出てまいりますけれども、これが延長される、何年が何年に延長されるのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

住宅ローン控除の関係につきましては、もともと10年間の税額控除が受けられるようになっておりました。消費税増税のときに3年間延長されまして、13年間税額控除が受けられ

るということになっております。ただ、今、新型コロナウイルスの関係もございまして、その3年間の延長がずっと期間の延長がなされておりました、今回もさらにその住宅ローン控除の特例期間、これが延長されるということで、3年間でございます。

○17番（森 茂生君）

はい、分かりました。それから、これと一緒に床面積の緩和というのは出てきていませんか。

○税務課長（丸山 隆君）

床面積はたしか40平米以上だったと思いますけれども、今回の改正について床面積の分については出てきておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

当然、これが出てくるのは来年1月1日に確定申告をした後ということですがけれども、今度の改正で床面積50平米以上が40平米以上に緩和されたという手元の資料があります。それで、今度のときこれは出てきていないんですかね。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今回の分は専決処分ということで、4月1日施行の分だけを今回の改正に盛り込んでおりますので、それ以降の改正になってまいりますと、またそういったものが出てくるかと考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。これは今回出てこずに後に出てくるということですね。はい、了解しました。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第33号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

数点ちょっとお尋ねいたします。

まず、3款1項、1目社会福祉総務費、食糧費と消耗品費、これは併せてお聞きしたいんですが、まず食糧費について、これは支援事業、いわゆるこの背景ですけど、今コロナ禍にあって利用者は相当増えてきているということと、それからもう一つ、ここで考えられるのは、やっぱり食品のいろんな協力会社があってフードバンクに協力されております。それでは足りないのか、あるいは中身の問題なのか、このあたりのことをまずお聞かせいただけますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回のフードバンク事業についての御説明でございますけれども、まず、令和元年度と令和2年度と比較してどれぐらい伸びているかということをお知らせしますが、令和元年度のフードバンクの利用者が122件、それから、令和2年度が4月から3月までの利用者が307件ということで3倍までございませぬけれども、かなりの数の方で利用者が増えているような状況でございます。

それから、今回補正に至った経緯でございますけれども、フードバンク事業については、御存じのとおり八女市の社会福祉協議会で事業を運営していただいておりますけれども、市の広報3月15日にも掲載しましたけれども、食品の不足も出ているような状況にありますと、置いている物品の不足等も出ているような状況でございますので、支援を呼びかける広報を行っているような状況でございます。したがって、市のほうで援助したいという思いで、今回補正に至っているような経緯でございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

この食料品についてはカップ麺、パックみそ汁、いろいろ書いてございますが、これは必要な食品ということは誰がどのような形で判断されるんですか、補充していったりすることについては。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の支援物資につきましては、事業の運営者である社会福祉協議会さんのほうに実際どういったものが需要としてあるのかというのを聞きまして、上げておりますのはカップ麺、パックみそ汁、それから栄養補助食品、いわゆるカロリーメイトみたいな食品になります。それとかレトルトのカレーとか、そういったものを想定しているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それから、ここはもう一つのほうの新しいことだと思いますけれども、女性支援としての生理用品等、あるいは紙おむつ、医療品等の消耗品ですよね、これについては事業目的に合致した人に対する周知方法とか利用いただく方法ということについてはどのようにお考えですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

周知が非常に重要であろうということは認識をしております、当然市のホームページ、それから、広報等を通じてお困りの方等についてはお見えください、来庁くださいということで、そういった形で周知を図っていきたいとは思っています。

以上です。

○8番（高橋信広君）

よくあるのがやっぱり本当に欲しい方が、必要な方が声を上げられないみたいな方が時々いらっしゃるので、そういうところにもぜひ手を差し伸べるような、ここについては要望ですけど、ぜひ対応していただきたいなと思っています。

それからもう一つ、ここは、いわゆるストックとしてはほっと館やめ2か所ということで理解しておいていいんですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

商品の管理等々、食品については賞味期限等もございまして、そういうものを考えますとストックするのは社会福祉協議会のフードバンク、ほっと館やめの2か所ということで考えております。ただ、相談に来られる方ですね、そういった方はほっと館でなくても社会福祉協議会の支所で御相談等々いただければその日のうちに物資を持ってくるとか、そういう手段を取りながら身近なところで商品の受け取りができるようなことを考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

この件は大変必要な事業と思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それから、4款1項2目の感染症予防費ですかね、これについてお聞きいたします。事業規模が120,000千円。まず、120,000千円の事業を計上された根拠、1件当たりの検査の価格

がどうであるとか、それからどういう団体、団体数であるとか、延べ何人を見ておられるとか、このあたりの試算があったら、これについてお答えいただけますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

120,000千円の算出根拠でございますが、介護施設、障がい者施設、保育とか学童施設、それと今回の事業におきましては、そこに限らずあらゆる団体で検査をしたいという申出があった場合の方について幅広く対処等をしていきたいと考えております。実際申請がどのくらいあるかということもございまして、それぞれの施設については概数を今調査しまして、そのほかも含めましておおよそ5,000人程度で3回程度の検査ということで考えております。

○8番（高橋信広君）

そのあたり、1件当たり幾らぐらいかかるんですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

この事業につきましては、県とか久留米市とか保健所設置の団体で施設を限定されて行われています。そういったところ等も聞きますが、それぞれの業者によって様々ですが、大体10千円弱、安価な形ではできているかと思っております。

○8番（高橋信広君）

それから、事業内容のところですけど、ここについてももう少し詳細を、例えば、申込みから検査結果が出るまでの流れとそれから日程的なところ、どのくらい期間がかかるのか、併せて内容についてお答えいただけますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

検査の流れでございますが、今回予算を認めていただきましたならば、まずは業者選定をしていきます。幾つかちょっと既に業者はどんなふうなやり方かというところをお尋ねしておりますので、その内容ということでお答えをさせていただきます。

一般的にはそれぞれの施設とか団体の方を申し出てとか、対象施設をこちら把握しまして登録を市のほうでやっていって、それぞれの施設の方が直接そのサイトに入っていけるような形にして申し込んでいただく。そうすると、ちょっと何日かやはりかかりますが、検査のキットがその施設にまとめて送られてきて、これは主に唾液での検査でございますので、採取していただいて、またまとめて返送する。そして、検査結果については、また業者によって若干違いがあるかと思いますが、翌日なり翌々日というところで検査結果が返ってくる形になっているようです。

○8番（高橋信広君）

基本的にはざっと何日間ぐらいで、これは申請してというか、送って返ってくるという、どういう想定ですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

それもやはり契約する業者によって若干違いはあるかと思いますが、1週間以内ではできないんじゃないかと、申込みから実際の検査結果が判明までという形でございます。

○8番（高橋信広君）

それから、対象団体がおおむね10人のところで各種団体と書いてあるので、どこまでの基準とかなんか設定されるんですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

こういった事業のこちらも業者とお話しする中で、一般的にやはりある一定の規模、少人数でもできないことはないということですが、取りまとめが要ったりということなので、おおむね10人以上というところで考えていきたいと思っています。

ただ、少人数でもやれるということは聞いておりますので、なるべく希望される方は皆さんでできるような形でやっていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

最後に1つ、これだけのことを徹底するのに周知方法等、これはホームページ、あるいは広報紙が中心になるんですか、そのあたりの周知方法を教えていただいてよろしいですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

周知方法につきましては、おっしゃられましたように、ホームページ、広報、それからFM八女等、市で使える媒体は使って周知をしていきたいと思っておりますし、各種それぞれ、例えば、介護施設であれば介護長寿課のほうから、こういった制度を始めますよということでそれぞれの周知を図っていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

あと、最後にこれは期間的なもの、いつからいつまでというのはありますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

この議会の後、業者選定ということになりますが、おおむね半年間で3回を実施と考えております。

○8番（高橋信広君）

よろしく願い申し上げます、終わります。

○16番（三角真弓君）

すみません。4款1項1目の職員時間外が7,650千円計上されておりますけれども、これはどういう内容の時間外なのか、個別接種であれば病院での接種となりますので、この金額に至った内容というのをお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

これにつきましては、ワクチン接種に関する集団接種の職員部分の執務時間外ということで考えております。

○16番（三角真弓君）

金額が出ているということは職員の時間外で延べ何人ぐらい、集団接種は今回、全員協議会の中に資料として出ております。個別で予約開始日が5月10日からですね、集団はまだ決まっていないということですけど、大体1回の集団接種に何人ぐらい職員が対応されて、八女市各地区にそれぞれ集団接種の会場はあると思うんですけど、集団接種が月に何回ぐらいあって、この金額をどのような計算の下で出してあるのかというのがなかなかちょっと理解できませんので、具体的に分かればお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

集団接種につきましては、今、最終調整をしているところです。実際の執務人数におきましてもまだ調整中ではございますが、おおよそ1回1会場当たり20人程度というところで考えております。その20人の中には医師、それから接種する看護師等も含まれておりますので、職員においての人数と、また会計年度任用職員なりを雇っていく方とか、また委託する方もいますので、若干そこは変わっていきます。職員につきましては保健師、それから事務職等で考えているので、その何人というところはまた詳細に今から最終調整を行っていきます。

月に何回かというところなんですけれども、一応今考えておりますのは土日、毎週実施をするということになりますので、月に換算すると8から10回程度ということになっていきます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今後もコロナワクチンに対する、そういったいろんな経費等も増えてくるかなと思うんですけど、次にもう一点、同じく予防接種費の委託料の中に集団接種の看護師派遣業務委託料2,970千円が計上されております。これは各会場に看護師の方が何人派遣されるんでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

これにつきましても、先ほど言いました20人の中で調整を行っていく予定でございます。この予算につきましては、主に各会場1名のお願いをするというところで予算を計上させていただいております。

○16番（三角真弓君）

終わります。

○12番（服部良一君）

3款2項1目の18節になりますが、ひとり親世帯の支援金、前回もでしたけれども、ひとり親の御家庭の方々が窓口にも支援を受けることができるのかと相談に来られた方々がおられて、そして、いや、おたくは受けられませんというようなことで帰られた世帯もおられると思います。大まかそれはどれぐらいあったんですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

すみません。具体的には直近の月額を12か月掛けまして年間の収入を決めさせていただきます。1人扶養で3,650千円の収入以下ということで判断をしていきますので、それ以上の方については対象外になってくるということで、申し訳ございません、件数については具体的に把握しておりませんが、以上でございます。

○12番（服部良一君）

それは数的にどこというラインを引くとはなかなか難しいとは思いますが。

今回のコロナというのはみんな想像もできないようなことばかりですよ、給与面とかなんとかというのははっきり分かるかもしれないですね。ところが、生活の中に取り入れると3人も4人もお子さんを持ってですよ、備品、備蓄いろんなことで困窮されている方もあるわけですよ。ですから、厳しいから頼って窓口に来られる。しかしながら、あなたは3,000千円幾らでしたか、その基準を満たしていますから駄目ですよと、やっぱり残念がって帰られる。これは決め事ですから仕方ないでしょうけれども、その家庭の方たちに基準をはっきりラインが見えていないと、そういう期待を持ってこられるわけですね。ですから、今回のやつも出ましたよという報告は多分されます。報告されますけど、周知されますけど、実際にただけるかいただけないかという本人さん方が知りたいことが分からないんです。ですから、そこをきちんと周知するように、いや、こういうことでこうですよと、電話でもお尋ねくださいときちんと優しくしていただかないと、その方たちはかなり期待を持ってこられるわけですよ。何遍でも言うばってん、生活の中ではコロナでかなり厳しい面を持つちゃるわけですね。ひとり親で生活されてある、子どもたちに買ってやったりいろんなことをせやんから、これはいろんなことですよとしか言えませんけれども、そういうところも考えてもらえるかどうか、この件に関してはどうでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

先ほど申し上げた直近の月収というのが実は昨年度と同じでございます、2月からが去年も基準になっておりましたけれども、今年度も基本的には基準日は変わらないということで、そのようなことも含めまして丁寧な説明をしていきたいということで考えております。できるだけその中で、その期間中、落ち込んだ月の12か月なんだというふうなことも含めて

丁寧に説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○17番（森 茂生君）

1点だけお尋ねしますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料というのが32,000千円ほど計上されておりますけれども、これの積算根拠、例えば、何人ぐらいを予定されているのかというのをまずお伺ひします。

○健康推進課長（坂田智子君）

接種業務委託料につきましては、個別接種、医療機関での接種が1人当たり2,277円という国の単価が決まっております。それに基づいて積算をしております、前回の3月議会の補正予算でお願いしました委託料と含め、今回、国のほうで補助金の金額が上乘せというか上限額が上がっております。その額を踏まえたところでの今回追加をさせていただいているところで、前回の予算と含めましておおよそ全市民70%程度の接種人数の予算を合計しましてお願いしているところでございます。

○17番（森 茂生君）

1人頭2,200円幾らが平均ということですかね。

○健康推進課長（坂田智子君）

国で定めてある単価が2,277円ということでございます。

○17番（森 茂生君）

すみません。私の手元では2,070円になっています。そして、子どもさん分が6歳児未満660円加算、それを合算してそうなるのかどうか、単純に6歳以上は2,070円ということに載っていますけれども、ちょっとそこら辺の内訳、お願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

先ほどの2,277円というのは、2,070円に消費税を加えたものでございます。2,070円というのは税抜きの価格ということで、小児加算については2,070円に660円を加えて消費税を加えたところでの支出という形になります。

○17番（森 茂生君）

こういうのにも消費税がかかるんですね、びっくりしました。

それから、私のところにもワクチンの接種券というのが来ています。それでちょっと気になるのが医師の診察、説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で接種を希望します、希望しませんとなっているんですけれども、受けるために行くわけですので、その現場でわざわざ聞くというのはいかがなものかなと思いますけれども、それはそれとして、当然副反応というのが出てきます。それを理解した上でということですので、今の時点で副反応、国がいろいろ出しているかと思ひます。副反応に関してどうなっているのか、お伺ひします。

○健康推進課長（坂田智子君）

副反応につきましては、今、優先先行接種、優先接種等において調査されたものがずっと随時公開をされております。それぞれの厚生労働省のほうで公表をされておりますので、いろんな事例、どういった症状があるということで公開をされていると認識しております。

○17番（森 茂生君）

確かに公開されております。この医療従事者ですね、先行してワクチンを既に接種している場合、約1年半だそうですね、6件の死亡事案が出ております。実際ここに載っています。そのうち2番目に26歳の方が死亡されております。これはちまたでいろいろ言われているのは八女ではないかというようなのがうわさとしてずっと広まっているんですよ。あるところは既に私は打ちたくないという不安が広がっております。そういう情報は来ていますか、来ていませんか。

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。実はこの後、全員協議会を開催予定でございますけれども、執行部のほうからワクチン接種に対する部分の報告も含めて経過も含まれておりますので、よかったですらそちらのほうで詳しく質問をやっていただいて、執行部からの報告を受けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○17番（森 茂生君）

本会議でやっているのに、そんなら言うなというて……

○議長（角田恵一君）

いや、言うなとは言いませんけど、そちらで時間を取ったほうがいいかなということ。

○17番（森 茂生君）

そいけん、答えられる範囲、非常に不安が広がっているんですよ、これは八女市、ブログでは病院名、あるいは人の氏名までちゃんと載っています。それで、やっぱりきちっとした情報が伝わらないと非常に不安なんですよ。ですから、そういった情報は八女市のほうにどれくらい来ていますか。

○議長（角田恵一君）

答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○健康推進課長（坂田智子君）

副反応の報告におきましては、医療機関から国のほうへ報告するということになっております。その目的としましてはワクチンの有効性とか安全性を見るものでございますので、それぞれのどこであったかとかということは非常に重要なことではないと認識しておりますので、お答えすることは、こちらはそういう立場ではございません。

○17番（森 茂生君）

しかし、既にとんでもないところから私は聞いたんです。介護施設で私は打たん、どうもあれは八女市げなという話でですね。ですから、きちっとした情報を伝えないと不安が不安を呼んでしまうと思いますので、きちっとした情報をまず伝えることが私は必要かと思います。

そして、女性セブンという週刊誌ですけれども、医療従事者限定でワクチンを接種してからわずか1か月半で6人の死亡事例が発生した。これは厚生労働省の発表と合いますけれども、既に載ってきているんですよ。そして、ほとんどくも膜下出血とか脳の血管が破れたあたりが事例を見てみますとほとんどです。ですから、そういうのはきちっとしていただきたいということだと思います。

情報開示どうですか。きちっと分かる範囲で開示して、個別案件、プライバシーの問題じゃないんですよ。どういう例があるのか、それをきちっと情報開示はすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田恵一君）

今先ほど健康推進課長が答弁した以上は答弁が出てこないと思いますけれども、厚労省からの部分の開示ということですので。答弁できますか。（「議長が言い訳せんでも、でけんないでけんて言うてください」と呼ぶ者あり）

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えする立場ではございません。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 川 口 堅 志

八女市議会議員 栗 山 徹 雄